

平成30年10回寄居町農業委員会総会議事録

開催年月日	平成30年10月26日(金)
開催場所	寄居町役場 全員協議会室
開会時刻宣告者	議長 室岡 重雄 午後2時00分
閉会時刻宣告者	議長 室岡 重雄 午後3時07分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	坂本日出雄	出	11	林 広 明	出
2	梅 澤 功	出	12	松 本 雅 夫	出
3	小 和 瀬 守	出		渡 邊 登	出
4	室 岡 重 雄	出		野 邊 良 男	出
5	中 嶋 安 男	出		松 本 十 丸	出
6	吉 田 廣 司	出		渡 辺 利 夫	出
7	竹 澤 國 雄	出		嶋 田 治 彦	出
8	松 村 萬 平	欠		大 澤 守 男	出
9	小 林 成 行	出		池 田 清 十 郎	出
10	内 田 勤	出		飯 島 実	出

議事参与者

職 員

局 長 黒瀬和俊
 次 長 林保治
 書 記 加々美君代
 書 記 俣田和之

発 言 者	内 容
<p>事務局長 議長</p>	<p>(事務局長、起立・礼・着席の発声)</p> <p>ただいまから平成30年第10回寄居町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日、松村萬平委員から欠席の旨の通告がありましたので御報告いたします。</p> <p>現在の出席委員は12名中11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>平成30年第10回寄居町農業委員会総会、</p> <p>日程第1、議事録署名委員の選出について。</p> <p>日程第2、報告第6号から報告第7号、農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について。</p> <p>日程第3、議案第87号から議案第88号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第4、議案第89号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の設定について。</p> <p>日程第5、議案第90号から議案第91号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてですが、議案第90号は、必要書類の提出が間に合わなかったため、申請者から取下げの願いがありましたので、今回の総会では審議いたしません。ご了承をお願いいたします。</p> <p>日程第6、議案第92号から議案第96号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第7、議案第97号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。</p> <p>日程第8、議案第98号、ふかや農業協同組合農地利用集積円滑化事業規程の変更承認について。</p> <p>日程第9、議案第99号、寄居町農業委員候補者評価委員会委員の選任について。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。</p> <p>寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことで御異議ございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは梅澤功委員と小和瀬守委員をお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2、報告第6号から報告第7号、農地法施行規則第29条第1号の規定による届出についてを報告いたします。</p> <p>それでは、報告第6号について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>一部訂正がありましたので、本日机上に置かせていただきました1枚の紙を御覧ください。</p> <p>農地法施行規則第29条第1項第6号の規定により届出につきましては、農地を畜舎、堆肥舎、農機具収納施設、農業用倉庫等の農業用施設の用に供する場合、農地の面積が2アール未満であれば農地転用の許可は必要なく、農業委員会への届出で足りるというものです。</p> <p>それでは、報告番号第6号につきまして、御報告申し上げます。</p>

発 言 者	内 容
議長	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 報告事項ですので、御了承願います。</p>
事務局	<p>それでは、報告第7号について事務局の説明を求めます。 それでは、報告番号第7号につきまして、御報告申し上げます。</p>
議長	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 報告事項ですので、御了承願います。</p>
事務局	<p>続きまして、日程第3、議案第87号から議案第88号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第87号について事務局の説明を求めます。 議案書の2ページを御覧ください。</p>
事務局	<p>農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地を農地として権利移転または設定をするものです。</p>
事務局	<p>それでは、議案第87号につきましては、御説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>(譲渡人)さんの本家が、(譲受人)さんになっております。(譲受人)さんは、酪農をやっておりますが、田や畑を所有し、米やネギ、白菜等の季節の野菜も作っております。今回の申請地は、米を作る予定です。</p>
事務局	<p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されております、第1号全部効率利用、第2号農地所有適格法人以外の法人、第3号信託、第4号農作業常時従事、第5号下限面積、第6号転貸禁止、第7号地域調和、全てにつきまして、法の求める一般的な許可要件は、問題ないものと考えます。</p>
議長	<p>説明は、以上でございます。 この件につきまして、まず地元の委員さんの御意見を伺います。</p>
林委員	<p>林委員。 21日に池田推進委員と現地を見てきました。その中で、(譲渡人)さんに自宅に来てもらいまして、子どもがいるが戻ってくる予定がないので、親戚の本家の家に贈与することなので了解してもらいたいとのことでした。特に問題はないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第87号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
議長	<p>(全員挙手) 全員賛成ですので、議案第87号は原案のとおり決定いたします。</p>
事務局	<p>次に、議案第88号について事務局の説明を求めます。 それでは、議案第88号につきましては、御説明申し上げます。</p>
事務局	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) (譲受人)は田は畑を所有し、主に田は稲や小麦を耕作しております。また、今回の申請地につきましては、小麦を作る予定だそうです。</p>

発 言 者	内 容
	<p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されております、第1号全部効率利用、第2号農地所有適格法人以外の法人、第3号信託、第4号農作業常時従事、第5号下限面積、第6号転貸禁止、第7号地域調和、全てにつきまして、法の求める一般的な許可要件は、問題ないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、まず地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>小林委員。</p>
小林委員	<p>過日飯島委員さんと一緒に現地確認に行ってまいりました。地図にあるとおり、パーキングのすぐ南側にあり、事務局の説明のとおり、農業をすることなので、特に問題ないと思います。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第88号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第88号は原案のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、日程第4、議案第89号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の設定についてを議案といたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第89号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の3ページを御覧ください。</p>
事務局	<p>それでは、議案第89号につきまして、御説明申し上げます。</p>
事務局	<p>本日机上配布いたしました審議用資料を御覧ください。</p>
事務局	<p>農地法第3条によります農地を農地として権利を取得する許可につきましては、権利取得後の耕作面積が合計で50アール以上という基準があります。この50アールという下限面積の基準につきましては、農業委員会が農林水産省令の基準に従いまして、町の全部又は一部につきまして、別段の面積を定め告示した場合は、50アール未満とすることができるものでございます。</p>
事務局	<p>この規定によりまして、本町におかれましては、これまでは旧折原区域にこの別段面積を設定してまいりましたが、これまで委員さん方と度々検討や御審議をしてまいりましたが、今年度につきましては、寄居町全域を別段の面積といたしまして、30アールと設定するものでございます。施行日につきましては、平成30年12月1日といたします。</p>
事務局	<p>なお、御決定をいただきました後に告示いたします。</p>
議長	<p>説明は以上でございます。</p> <p>この件につきまして、何か御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第89号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第89号は原案のとおり決定いたします。</p>

発 言 者	内 容
事務局	<p>続きまして、日程第 5、議案第 90 号から議案第 91 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたしますが、議案第 90 号は取り下げがありましたため、議案第 91 号のみとなります。</p> <p>それでは、議案第 91 号について事務局の説明を求めます。</p> <p>農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてですが、本日机上配布いたしました議案書を御覧ください。</p> <p>まず、議事日程でも申し上げましたが、議案第 90 号は取り下げがありました。また、議案第 91 号ですが、皆様にお送りした議案書では申請地は 1 筆でしたが、登記地目原野の 2 筆も加える必要がありました。差し替えをお願いいたします。大変申し訳ございません。</p> <p>それでは、本日お配りした議案書の 4 ページを御覧ください。</p> <p>農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、所有者等の本人が、農地を農地以外の使用目的で転用するものです。</p> <p>それでは、議案第 91 号につきまして、御説明申し上げます。</p>
事務局	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>(申請人)さんは現在アパート暮らしをしており、手狭になったため、相続したご自身の土地で自己用住宅を建築したいとのからの申請となります。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第 4 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p>
議長	<p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件につきまして、まず地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>嶋田委員。</p>
嶋田推進委員	<p>現地を見てきました。差し替え前に見ていたの筆の形等はわかりませんでした。申請人のお母様にお話を伺いました。場所的には問題なく、道の反対側も住宅が建っておりますし、アパートもあります。周りは畑ですが、子どももできて住宅をとということで、特に大きな問題はないかと思います。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 91 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 91 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>続きまして、日程第 5、議案第 92 号から議案第 96 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第 92 号について事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 5 ページを御覧ください。</p> <p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまし</p>

発 言 者	内 容
事務局	<p>て、農地を農地以外の使用目的とするものです。</p> <p>それでは、議案第 92 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>現在(譲受人)さんはアパート暮らしをしており、手狭になったため、自己用住宅の建築を計画し、申請に至ったとのことです。</p>
議長	<p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
内田委員	<p>この件につきまして、まず地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>内田委員。</p> <p>野邊推進委員と現地確認に行つてまいりました。場所は、事務局の説明のとおりで、ここは北に面している道路が最近広がりまして、今までは細い道でしたが、舗装もされて、深谷市に行けばコンビニやスーパーもあり、住宅には最適な場所かと思ひます。特に問題はないと思ひます。</p>
議長	<p>以上です。</p> <p>他に御意見はございますか。</p>
議長	<p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 92 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 92 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に、議案第 93 号について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 93 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>国道に面しており、十分な広さがあり、駐車場が約 20 台確保できる敷地として候補となり、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>内田委員。</p>
内田委員	<p>こちら先日も、現地確認に行つてまいりました。片側 2 車線の国道の北側で、北側にはコンビニがありませんでした。信号の角地ということで、コンビニには最適なところだと思ひます。特に問題はないと思ひます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p>

発 言 者	内 容
小林委員	小林委員。
事務局	案内図の真ん中には道路があるのでしょうか。
議長	はい。
事務局	事務局。
議長	小林委員さんの御質問にお答えいたします。案内図の真ん中の地番が振られていない筆ですが、道水路として公図上載っています。ただ、現況は一面農地となっています。9月議会で、この道水路の払い下げが審議され、これから地番が振られ、コンビニ敷地として利用する手続きをしていくこととなりますが、農地ではないため申請地からは外れております。
議長	他に御意見はございますか。
議長	(委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
議長	議案第 93 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
議長	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 93 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。
事務局	次に、議案第 94 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 94 号につきまして、御説明申し上げます。
事務局	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	(譲受人)さんはトマト栽培もしており、申請地は休耕地でハウスを建てるのには不向きなので、現在所有しているハウスの電気料金分に充てられればということで、太陽光発電を行いたいとのことでした。
議長	本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
議長	説明は、以上でございます。
議長	この件につきまして、地元の委員さんの御意見を伺います。
坂本委員	坂本委員。
議長	10月22日に渡邊推進委員さんと一緒に現地確認させていただきました。今の事務局の説明に付則をしますと、(譲渡人の一人)さんは(もう1人の譲渡人)さんの娘さんであります。(譲受人の代表取締役)さんは、(譲渡人の一人)さんの息子さんにあたります。場所としては、すぐ裏が山であり、また現況は畑ですが、3、4年前までは水田として使っておりました。ここにも真ん中に水路が通っております。少し低い土地ですので、太陽光か水田として利用するような土地で、事務局の説明のとおり特に問題はないと思います。御審議のほどよろしく御願いたします。
議長	他に御意見はございませんか。
議長	(委員の中から、「なし」の声)
議長	それでは採決いたします。
議長	議案第 94 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
議長	(全員挙手)

発 言 者	内 容
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 94 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に、議案第 95 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 95 号につきまして、御説明申し上げます。</p>
事務局	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>平成 29 年度第 3 回寄居町農業振興地域促進協議会でも御審議いただき、平成 30 年 8 月 6</p>
事務局	<p>日に除外された農地が、今回の申請地です。</p>
事務局	<p>本議案の、許可要件の該当性ですが、本件の農地は第 1 種農地ですが、農地法施行規則第</p>
事務局	<p>33 条第 4 号によりまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日</p>
事務局	<p>常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものにつきましては、例外として</p>
事務局	<p>許可となるものとされております。</p>
事務局	<p>また、農地法、第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺</p>
事務局	<p>農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題は</p>
事務局	<p>ないものと考えます。</p>
事務局	<p>なお、現況地目が宅地の筆があり、倉庫がありました。除外申請時に始末書を添付してお</p>
事務局	<p>ります。現在倉庫は撤去されておりますが、今までの経緯から、今回の申請にも始末書が添</p>
事務局	<p>付されております。</p>
議長	<p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、地元の委員さんの御意見を伺います。</p>
議長	<p>吉田委員。</p>
吉田委員	<p>ただいま事務局から説明があったとおりで、以前にあった倉庫等は全て撤去され更地にな</p>
吉田委員	<p>っております。事務局の説明のとおり、何も問題はないと思いますので、御審議のほどよろ</p>
吉田委員	<p>しくお願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございませんか。</p>
議長	<p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>それでは採決いたします。</p>
議長	<p>議案第 95 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 95 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたし</p>
議長	<p>ます。</p>
議長	<p>次に、議案第 96 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 96 号につきまして、御説明申し上げます。</p>
事務局	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>現在(譲受人)さんは、アパート暮らしをしており、手狭になったため、譲渡人であるお父</p>
事務局	<p>様の土地を借り受け、自己用住宅を建築したいとのことです。</p>
事務局	<p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の</p>
事務局	<p>資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可</p>
事務局	<p>要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p>
事務局	<p>説明は、以上でございます。</p>

発 言 者	内 容
議長	この件について、地元の委員さんの御意見を伺います。 林委員。
林委員	21 日池田推進委員さんと一緒に現地を見てきました。周りは地図にあるように、住宅地で、道路、排水、特に問題はありません。
議長	他に御意見ございますか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	それでは採決いたします。 議案第 96 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 96 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 続きまして、日程第 7、議案第 97 号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてを議題といたします。 それでは、議案第 97 号につきまして事務局の説明を求めます。
事務局	それでは議案書の 6 ページと 7 ページを御覧ください。 農用地利用集積計画による利用権の設定につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づくものでございまして、同法第 18 条第 1 項によりまして、農業委員会の決定を経て、町が定めることになっているものでございます。 この制度の利点といたしましては、貸し手側は、利用権設定の期間満了により、自動的に農地が返還されるため、安心して貸すことができ、借り手側の利点といたしましては、契約期間が明確になり安定的な営農計画が立てられるといったことなどが挙げられます。 また、農地の貸し借りをする場合は、本来、農地法第 3 条の許可が必要となるものですが、この利用権設定によりまして貸借をする場合につきましては、農地法第 3 条の許可は不要となるものでございます。 それでは、議案第 97 号につきまして、御説明申し上げます。 借受人は、(議案書整理番号 1 の借受人)さん以下 3 人です。 貸付人は、(議案書整理番号 1 の貸付人)さん以下 13 人です。 合計 49 筆で、39,788.37 ㎡、全て畑となっております。 なお、御決定を頂きました後に、同法第 19 条によりまして、町が農用地利用計画を告示いたします。 説明は、以上でございます。
議長	この件について、町から決定を求められていますが、何か御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか、それでは採決いたします。 議案第 97 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 97 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。 続きまして。日程第 8、議案第 98 号、ふかや農業協同組合農地利用集積円滑化事業規程の変更承認についてを議題といたします。 それでは、議案第 98 号につきまして事務局の説明を求めます。

発 言 者	内 容
事務局	<p>議案書の 8 ページを御覧ください。</p> <p>それでは、説明をさせていただきます。</p> <p>農地利用集積円滑化事業規程の変更につきましては、農業経営基盤強化促進法第 11 条の 12 第 1 項に基づきまして、農業委員会の決定を経なければならないこととなっており、ふかや農業協同組合よりその旨の申請がありました。</p> <p>内容は、農業協同組合法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 63 号)により、農業委員会等に関する法律および農業協同組合法が一部改正され、平成 28 年 4 月 1 日より施行されたことに伴い、ふかや農業協同組合の農地利用集積円滑化事業規程第 4 条第 1 項の「埼玉県農業会議」を「埼玉県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構」に改めることについてです。</p> <p>参考までに、新旧対照表を付けさせていただきました。下線部が改正部分となっております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、町から決定を求められていますが、何か御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか、それでは採決いたします。</p> <p>議案第 98 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 98 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。</p> <p>続きまして、日程第 9、議案第 99 号、寄居町農業委員候補者評価委員会委員の選任についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第 99 号につきまして事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 9 ページを御覧ください。</p> <p>農業委員会の委員、いわゆる農業委員につきましては、定数が 12 名のところ、13 名の推薦・応募がございました。寄居町農業委員会の委員の任命に関する規定第 8 条によりますと、非推薦者等の数が条例で定める農業委員の定数を超えた場合は、町長は、寄居町農業委員候補者評価委員会から意見を聞くものとする規定されております。この寄居町農業委員候補者評価委員会です。この寄居町農業委員候補者評価委員会設置要綱でございます。この設置要綱の第 3 条を御覧いただきますと、評価委員会の委員につきましては、1 号委員が副町長、2 号委員といたしまして農業委員会が規定する農業委員、3 号委員が農業委員会事務主管課長、つまりは農林課長と、4 号委員が町長の任命する町職員 3 人以内、と規定されております。農業委員の推薦・応募人数が定数を超えておりますので、この評価委員会を開くこととなることから、町から本委員会に対しまして、評価委員会委員を 3 人以内で規定するよう依頼があったものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から、候補となる 6 名から 3 名を選任するという説明がありました。1 名欠席ですので、本日出席の 5 名の方には別室で話し合いをしていただき、評価委員となる 3 名とその報告をする方を選任していただくことでよろしいでしょうか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>

発 言 者	内 容
議長	<p>それでは、本日出席の5名の方は、別室に移動をお願いいたします。 暫時休憩といたします。 (話し合い後)</p>
議長 林委員	<p>それでは、報告をお願いいたします。 坂本委員、梅澤委員、松本雅夫委員をお願いをしたいということになりました。</p>
議長	<p>ただいま、林委員から、坂本委員、梅澤委員、松本雅夫委員を、寄居町農業委員候補者評価委員会委員にという御報告がありました。 それでは採決いたします。 議案第99号について、この3名で決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第99号は報告のとおり決定し、町へ報告いたします。 以上で全ての議案審議が終了しました。 委員さんから、何かありますか。 (委員からなしの声)</p>
議長 事務局長	<p>事務局から、何かありますか。 事務局から5点、御連絡いたします。 1点目です。次回の総会ですが、11月26日月曜日の午後1時30分からをお願いいたします。繰り返します。11月26日月曜日の午後1時30分からをお願いいたします。 2点目です。机上配布いたしました、農業委員・推進委員の推薦・応募に関する書類を御覧ください。 農業委員につきましては、議案第99号で評価委員を選考いただきましたけれども、定数12名に対して、13名の推薦・応募があります。この中から12名を、11月13日に予定しております評価委員会を開きまして、選考をさせていただき予定です。推進委員につきましては、定数8名に対して、4つの地域に2名ずつで、定員どおり8名の推薦・応募状況でございました。こちらにつきましては、定員を超えておりませんので、評価委員会等は開催しない形になります。農業委員につきましては、11月に評価委員会を開きまして、来年町の3月議会の同意を得る形になりまして、4月1日から、新しい農業委員さんとして御活躍いただくこととなります。推進委員につきましては、推薦・応募いただきました8名を尊重いたしまして、来年4月以降に、新しい農業委員さんになった段階で臨時総会を開催いたしまして、委嘱の手続きという形になる予定です。 3点目です。机上配布いたしました農地法第4条第1項の規定による許可申請の取下げの書類を御覧ください。 平成29年第8回農業委員会総会の議案第79号で御審議いただきました(申請人)さんの太陽光発電事業の申請であります。その後、認定通知の変更承認が下りなかったため、申請人から取下げの願いがありましたので、御報告いたします。 4点目です。机上配布いたしました、10月16日付埼玉県農業会議からの農業委員・農地利用最適化推進委員の適正な業務執行についてを御覧ください。 具体的な内容につきましては、徳島県の阿南市農業委員会につきまして、許認可につきまして、委員さんが現金の授受があったということになります。国、県の農業会議を通じて、</p>

発 言 者	内 容
<p>嶋田推進委員 事務局長 議長 議長 事務局長</p>	<p>農業委員としての綱紀肅正、これらについて文書での注意喚起があったところでございます。内容としては、荒れている農地に太陽光発電ができやすいように便宜を図ったということで、現金の受け渡しがあったということでございます。農地の許認可にあたりまして、慎重をいただいておりますけれども、引き続き慎重公正な判断をお願いいたします。</p> <p>5点目です。既に10月1日付で、人権推進課から通知をお送りしておりますが、平成30年度第2回「寄居町人権セミナー」が、11月6日火曜日の午後2時から、役場6階会議室で開催されます。</p> <p>もし、その日ご都合がつかないときは、2月22日金曜日の午後2時から、寄居町総合社会福祉センターかわせみ荘3階隣保館多目的ホールにて、第3回が開催されます。御都合に合わせて御出席をお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p> <p>1点いいですか。農業委員の推薦・応募ですが、13名は皆、現住所は寄居でしょうか。13名全員、住民票は寄居町内でございます。</p> <p>これに関連して他にありますか。</p> <p>(委員からなしの声)</p> <p>それでは他に無いようですので、平成30年第10回総会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。</p> <p>(事務局長、起立・礼・着席の発声)</p>

発 言 者	内 容
	<p>署名委員の決定について議長指名により</p> <p>梅澤功委員 小和瀬守委員 委員</p> <p>以上2名を選任する</p>
	<p>上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。</p> <p>平成30年10月26日</p> <p>議 長 室岡重雄</p> <p>委 員 梅澤 功</p> <p>委 員 小和瀬 守</p>